

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業

入札説明書等に対する質問への回答

平成 1 7 年 6 月

愛 知 県 企 業 庁

入札説明書 用語の定義

No.	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
1				「入札説明書等」の定義が記載されていますが、事業契約書(案)での用語の定義(53)「入札説明書等」と整合を図る上で、「並び…」以下を追記する事を要望いたします。	ご質問のとおりです。入札説明書等の定義と、事業契約書(案)の定義の整合を図ります。

入札説明書 3 事業者の募集及び選定

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
2	3	(3)	ウ		9	現地見学会	知多浄水場の現地見学会時に提示された事業用地のポイント(No1～No4)の座標値を御教示下さい。	現地調査において打ち込んだ杭を座標化した図面を別紙13に追加します。
3	3	(3)	ウ		9	現地見学会	知多浄水場の脱水機棟まわりの管理道路は、現地見学会時に提示された事業用地のポイントNo1～No4のうち、No3、No4の南側に計画することは可能でしょうか。御教示下さい。	県企業庁が脱水機棟と濃縮槽との間に整備する管理道路は、事業用地外(ポイント3、4の南側)に計画しています。
4	3	(3)	キ		10	現地調査	「資格審査通過者は、知多浄水場における事業用地及び3浄水場における既設脱水処理施設等の状態等の現地調査を、定められた期間において実施できるものとする。」とございます。また一方、第1回質問回答146においては、「事前調査」は設計・建設業務に際して、事業者が実施する業務であり、事業提案にあたっては、県から提供する既存データ等により判断してください。従って、提案者や県が提案前に調査等を実施する予定はありません。」とございます。以上より、応募者は「提案に際しては県企業庁殿より提示された資料及び現地調査における外観からの観察により改修計画を作成・提案し、事業契約締結後に耐震コア抜き等の詳細調査を行い、詳細耐震改修計画を作成する」という考えでよろしいでしょうか。また、詳細耐震調査において提案時には判別不可能な改修が判明した場合、事業者は適切な追加費用を県企業庁殿に請求できると考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご質問のとおりです。なお、県企業庁では、特別な検討の必要性がない限り、耐震コア抜き調査を実施していません。したがって、提案に際しては、提供資料及び現地調査に基づく検討を十分行ってください。後段のご質問については、合理的な範囲で追加費用を支払います。
5	3	(4)	ア	(1)	11	応募者等の参加要件	「構成員」は出資する企業、「協力会社」は構成員以外の企業と定義され、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は構成員にはなれないと規定されています。しかし、脱水ケーキの有効利用を長期に行う場合、何らかの協力体制を構築する事を考えますと、落札後は出資も可能と解して宜しいでしょうか。ご教示願います。	構成員に関する規定は、入札説明書のとおりとします。事業契約締結後の取り扱いは、事業契約書(案)第85条によるものとします。
6	3	(4)	イ	(1)	12	応募者等の資格要件	「本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の設計業務の実績があること」となっていますが、上水道においては性能発注でありますが、下水道では設計・施工分離発注となっております。しかし、建設工事企業は客先仕様書を元に公共側との検討・調整といった設計業務を行なった上で施工を行ないますので、本参加資格要件においても、設計実績を設計・施工実績と読み替えた解釈で業務実績を報告することは可能でしょうか。ご教示願います。	実施方針等に関する第1回質問への回答(平成17年1月)におけるNo.25の回答にあるとおり、設計の実績には工事施工の詳細設計を含みます。
7	3	(5)	カ	(ア)	14	入札価格の記載等	記載されている入札予定価格の算定の根拠をご教示下さい。また、特定事業の選定(平成17年2月18日公表)に記載されている前提条件(特定事業選定の5頁)にある「県企業庁が直接実施する場合」及び「PFI事業により実施する場合」の各記載事項と今回の入札予定価格との整合性(関連性)について、ご説明下さい。	特定事業の選定時において県企業庁が算出した、PFI事業により実施する場合における県企業庁の負担総額のうち、事業者を支払う額を予定価格としています。

入札説明書 4 契約に関する事項

No.	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
8	4	(1)		19	基本協定の概要	『(1)基本協定の概要』の中で落札者が基本協定を締結しない場合に触れていますが、『落札金額の制限内でこれを行うものとします。』とあります。この場合の落札金額は、新たに基本協定を締結しようとする応募者の落札金額と考えてよろしいでしょうか。御教示下さい。(総合評価1位の応募者が極端な低価格で落札し、基本協定を締結しない場合に、その価格が次位の応募者にスライドした場合は、事業の運営が困難となり、基本協定締結が不可能になる恐れがあると考えます)	ご質問のとおり、新たに基本協定を締結しようとする応募者の落札金額以内で行うものです。
9	4	(2)	ア	19	出資の条件等	『県企業庁の事前の書面による承諾』とありますが、プロジェクトファイナンスにおける株式に対する質権設定、Step-in Right発動時における株主の変更は、承諾戴けるとの理解でよろしいでしょうか。御教示ください。	県企業庁は承諾を行う予定です。
10	4	(2)	イ	19	有資格者の配置	『水道法第12条に定められた布設工事監督者を配置すること。』とございますが、水道法第12条は『水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては・・・』となっております。本事業においては水道の布設工事はないと考えます。本項目を削除していただくようお願い申し上げます。	水道法第3条の定義では、『水道の布設工事』とは水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいいます。当該施設も水道施設ですので、その工事に係る技術上の監督業務を企業庁に替わり行う必要があります。したがって、本項目を削除する考えはありません。
11	4	(2)	イ	19	有資格者の配置	『水道法第12条に定められた布設工事監督者を配置すること。』とございますが、配置する場合、工事期間のみと考えますが、よろしいでしょうか。また、常駐する必要はございますでしょうか。	布設工事監督者の配置は、工事期間のみ必要となります。また、工事期間中、現場に常駐する必要はありません。
12	4	(2)	イ	19	有資格者の配置	『必要な電気主任技術者を少なくとも1名以上配置すること(4浄水場間の兼任は可能とします)。』とございますが、現場への常駐は必要ないと考えますが、よろしいでしょうか。	現場に常駐する必要はありませんが、各々の現場における電気に係る技術的な責任者としての役割を担います。
13	4	(3)		19	事業契約の締結	『入札前に明示的に確定することができない事項』とありますが、どのような事項を想定しているのか、一例をお示し頂けますでしょうか。	当該記述は、事業者が付保する保険等、落札者の事業提案書の内容を、事業契約書に反映させることを想定しているものであり、現時点では、具体的にお示しできる事項はありません。
14	4	(5)	アイ	20	債権の譲渡 債権の質権設定及び債権の担保提供	事業者が県企業庁に対して有する債権の『譲渡』『質権設定』『担保提供』については『事前に県企業庁の承諾がなければ行う事はできない』との記載がありますが、これらが本事業に関する資金調達のためにものである場合には、県企業庁の承諾を取得できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
15	4	(5)	イ	20	債権の質権設定及び債権の担保提供	『事前に県企業庁の承諾がなければ行うことはできません』とありますが、本条項の質権設定及び担保提供に関して、県企業庁殿が承諾しない場合として想定されている事象を御教示願います。	本事業の継続性及び公共性を損なう可能性がある場合は、承諾しないことも想定されます。

入札説明書 4 契約に関する事項

No.	項目番号				ページ 数	項目名	質問事項	回答
16	4	(8)			21	事業者が付保する保険	「事業者は事業契約書(案)に示す保険を付保すること」との記載がありますが、規定以上(以外)の保険を事業の安定化のために事業者が付保することは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

入札説明書 5 事業実施に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
17	5	(4)	イ	(イ)	24	財政上及び金融上の支援に関する事項	三段目に、更新業務について「平成21年度までに実施・・・対価の3分の1・・・」「平成25年度以降に実施される・・・対価の全額・・・」を支払うとの規定がありますが、平成21年度と平成25年度の間更新業務が発生した場合はどのような扱いになるのかご教示下さい。当初予定されているスケジュールが変更された場合に備えて念のためお聞きするものです。	平成21年度までに予定している脱水処理施設等の新設・更新業務のスケジュールが変更になった場合は前者を、平成25年度以降に実施される増設・更新業務のスケジュールが変更になった場合は、後者が適用されます。
18	5	(4)	イ	(イ)	24	財政上及び金融上の支援に関する事項	平成25年度以降に事業実施される増設・更新業務についても、全体の事業と一体のものとして延払基準が適用されるのでしょうか。御教示願います。	延払基準が適用されるか否かについては、応募者自らが税務当局に確認してください。
19	5	(4)	イ	(ウ)	25	財政上及び金融上の支援に関する事項	「本事業は・・・国庫補助対象事業」とありますが、事業期間全ての工事が対象であるとの理解でよろしいでしょうか。御教示下さい。	具体的な国庫補助対象事業としては、知多浄水場のH18・19の新設工事、尾張東部浄水場のH18の更新及びH25の増設工事を想定しています。
20	5	(6)	ア		27	融資機関との協議	県企業庁は、資金調達において必要な場合は、融資機関との協議を経て直接契約を締結する、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで、事業契約書(案)では第95条に規定しています。

入札説明書 6 提出書類

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
21	6	(2)		(1)	28	参加資格審査時の提出書類	<p>設計業務実績を証明する書類を添付するようになっています。上水道事業での発注形態は性能発注であり、設計業務は施工企業の担当範囲と解され、設計・施工を含めた受注実績としていた関係から、「設計実績」を「設計・施工実績」と読み替えた解釈で業務実績を報告することは可能でしょうか。ご教示願います。ただし、可能な場合でも委託契約書等の資料は添付できませんが、公称能力10,000m³/日以上の水道又は工業用水道の浄水場若しくは下水処理場の脱水設備等の、建設工事(新設、更新、整備、改修、改造等)請負契約書の写し等で宜しいでしょうか。</p>	<p>質問No. 6の回答をご参照ください。なお、この場合における証明する書類としては、建設工事請負契約書の写しとともに、製作承認図等で当該工事の設計に関与していることを示してください。</p>
22	6	(2)		(1)	28	参加資格審査時の提出書類	<p>脱水処理施設の設計にあたる者及び運営・維持管理に当たる者は、本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の業務実績を証明する書類を提出しなければいけません。証明する書類は業務契約書の写し等でよろしいでしょうか。</p>	<p>運営・維持管理の業務実績を証明する書類としては、請負契約書の写しとともに、当該企業の請負内容が分かる書類等を示してください。</p>

入札説明書 7 提案書作成要領

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
23	7	(1)	イ		34	使用する用紙のサイズ等	「図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A4版」縦置き横書き片面を標準とします。」とございますが、片面ですと膨大な枚数になる可能性がございます。表、図面は片面で問題ないと思われませんが、A4の提案書の様式は両面印刷のご許可をお願いいたします。	両面印刷を利用することは構いません。
24	7	(1)	オ		34	その他事業提案書に関する共通事項	「提案内容が全て保存されているMO若しくはCD-ROM一式を提出すること」とございますが、枚数の指定はございますでしょうか。	特に、枚数の指定はありません。
25	7	(1)	オ		34	その他事業提案書に関する共通事項	「各項目の作成要領に従って作成したものを1分冊にとりまとめ、左側を綴じて提出すること。」とございますが、ファイルの厚みにより分冊してもよろしいでしょうか。	厚みが増す場合に分冊することは構いませんが、枝番号を付けるなど分かりやすくしてください。
26	7	(3)	イ		35	入札価格内訳書(様式4-2)	「4%の割引率で平成17年度の現在価値に換算する」との記載がありますが、当該年度の最初(平成17年4月1日)までの割引か、最後(平成18年3月31日)までの割引とするのか、念のためご教示下さい。その他の様式についても、脚注などに同様の規定がありますので、統一的な基準をご教示下さい。	平成17年度の最初(4月1日)までの割引とします。
27	7	(4)	オ	(イ)	39	サービス購入料支払い予定表(様式6-11)	提案の前提となる基準金利として、10年ものスワップレートが示されていますが、事業契約書(案)52ページ別紙9によれば割賦支払利息に用いる基準金利は、当初6年、8年、9年ものスワップレートを適用するとあります。提案では、これら3種類の期間に該当する更新新設工事の対価はすべて10年のレートを適用するのでしょうか(すなわち1.409%を基準金利として割賦支払金を計算する)。あるいは10年以外の期間に対応するスワップレートが別途示されるのでしょうか。	提案における基準金利は、入札説明書P.39に示す基準金利を用いて下さい。提案段階で基準金利を別途示すことはありません。
28	7	(8)			42	技術提案書	様式10-1の表紙(A3版)とありますが、様式集ではA4となっております。どちらを使用すれば宜しいでしょうか。	技術提案書は、A3版で綴じていただくこととします。様式10-1に準拠してA3版横置きとして表紙を作成してください。
29	7	(8)			42	技術提案書	「指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式10-1の表紙(A3版)を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。」とございますが、ファイルの厚みにより分冊してもよろしいでしょうか。	質問No.25の回答をご参照ください。
30	7	(8)			42	技術提案書	6行目に「指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式10-1の表紙(A3版)を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。」とございますが、様式10-1はA4版と思われます。A4版の様式10-1をお付けすればよろしいでしょうか。	質問No.28の回答をご参照ください。

入札説明書 7 提案書作成要領

No.	資料番号	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
31	2	1	44	閲覧資料	<p>「1. 閲覧資料」に記載されている資料の他に、下記資料の閲覧及び貸し出しの機会を設けて頂きたく、ご検討お願い致します。</p> <p>(4浄水場共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内外の補修・改修履歴に関する資料 ・火災・被災履歴 <p>(上野浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築前後の構造計算書・地質調査資料 ・増築部分(平成5・6年度)の建築図面(特に構造図) ・天井クレーンの資料 <p>(高蔵寺浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査資料 ・構造計算書 <p>(尾張東部浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築図面(意匠図・構造図・設備図) ・構造計算書 	<p>各資料の閲覧につきましては、下記のとおり対応します。なお、閲覧時期は、資格審査後に別途お知らせします。</p> <p>(4浄水場共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内外の補修・改修履歴に関する資料:高蔵寺分は、添付資料1「高蔵寺浄水場排水処理設備更新修繕履歴」をご参照ください。尾張東部、上野では、補修・改修の実績はありません。また、知多につきましては、本事業で脱水機棟を建設します。 ・火災・被災履歴:高蔵寺、尾張東部及び上野における火災・被災の実績はありません。 <p>(上野浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築前の構造計算書は閲覧資料として公開済みです。増築部の破砕機棟構造計算書は閲覧資料に追加いたします。また、地質調査資料につきましては、建物基礎部の改修は不要と考えますので、公表は差し控えます。 ・増築部分(平成5・6年度)の建築図面(特に構造図):鉄骨構造図等を公表します。 ・天井クレーンの資料:公表します。 <p>(高蔵寺浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査資料:建物基礎部の改修は不要と考えますので、公表は差し控えます。 ・構造計算書:ありません。 <p>(尾張東部浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築図面(意匠図・構造図・設備図):公表します。 ・構造計算書:排水処理棟およびケーキヤードの構造計算書を公表します。

様式集

No.	様式番号	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
32				全般	様式によって「千円単位」「百円単位」とのご指定がございますが、これは様式への記入を「四捨五入」で指定単位とする、ということなのか、数字として、指定単位未満の数字はもってはいけないということなのか、ご教示下さい。数字として指定単位未満の位の数字を「数字を丸める」という対応可能と思慮しますが、割賦元本や金利については、単位を丸めることは極めて困難です。割賦元本や金利については、様式への記入はご指定単位に丸めるとしても、実際は百円単位までの数字でお支払い頂けると理解しております。いかがでしょうか。ご確認のため、質問させていただきます。	ご質問のとおり、割賦元本や金利につきましては、百円単位まで計算されると理解しております。従いまして、割賦支払金の支払いにあたっては、事業者との契約締結の際に事業契約書(案)別紙15「割賦支払金の償還表」に百円単位で支払額等を明記した上で、県企業庁は百円単位の金額を事業者に支払います。 ただし、事業提案書における各様式中に「千円」単位の指定あるものについては、表記上四捨五入しておいて下さい。なお、この場合においても、百円単位で支払いが必要な時は、併せて提出するExcelデータ内において県企業庁が百円単位まで確認できるよう、数値を入力しておいて下さい。
33	2-3		12	事業実施体制	(2)参加資格審査時の提出は7月14日ですので、本事業実施体制図には具体的な融資機関の社名等、それぞれの役割、相互関係は何処まで明確とする必要があるのかご教示願います。また、入札時に提出する事業実施体制(様式6-3)との整合をどのように考えれば宜しいでしょうか。ご教示願います。	前段のご質問について、資格審査時に提出する実施体制においては、資格審査の対象となる企業について社名まで記入して頂く必要がありますが、融資機関など資格審査の対象とならない企業等については、その業種のみお示しいただければ結構です。後段のご質問について、様式2-3と様式6-3は上記を踏まえた上で整合させてください。
34	6-4			設計・建設工事費用内訳書	上記内訳書において設計・建設工事費用各年計と設計・建設工事費用合計の欄が設定されています。各年度は年度の合計を記載すればよいと考えますが、工事費用合計はどの費用を合計すればよいのでしょうか。	「設計・建設工事費用各年計」の欄は削除し、「設計・建設費用合計」を「設計・建設費用中計」とします。
35	6-7			事業収支計算書	脚注 7に「借入の種類別に借入状況、返済状況、支払利息状況を記入すること」と記載されていますが、記載すべき情報について、何を記載した良いか判然としません。具体的な記載すべき情報について、ご教示下さい。	「借入金の種別」とは、いずれの工事に關する借入なのかを指すものです。したがって、借入時点ごとの借入状況、返済状況、支払利息が判別できるよう記載してください。
36	8-9-1			修繕計画	本様式については、浄水場名欄に一つの浄水場名を記入し、種別欄は5列のうち4列を削除して作成し、計20枚(4浄水場×5種別)以上作成するという解釈で宜しいでしょうか。ご教示願います。	本様式中の「対象箇所」を「種別」と置き換えて記述し、4浄水場別にまとめてください。
37	8-12-1			点検保守計画	本様式については、浄水場名欄に一つの浄水場名を記入し、種別欄は5種別のうち4種別を削除して作成し、計20枚(4浄水場×5種別)以上作成するという解釈で宜しいでしょうか。ご教示願います。	質問NO.36の回答をご参照下さい。
38	10-34		83	脱水機棟維持管理計画	作成要領について、「...点検・保守及び点検の項目、内容、箇所、費用等について、様式8-9-1、8-12-1と同様の様式を用いて修繕計画及び点検・保守計画を作成すること」とあります。これは「...点検・保守及び修繕の...」と解釈すれば宜しいでしょうか。また様式8-9-1、8-12-1には費用を記載する欄がありません。これは運転員が日常行なう点検・保守については費用を計上しがたい為と思われませんが、様式10-34では、費用についても記載が必要でしょうか。御教示下さい。	前段のご質問について、ご質問のとおり「...点検・保守及び修繕の...」の誤りです。後段のご質問について、点検・保守についてはご質問のとおり、運転員が日常行う点検・保守については費用が計上しづらいと考えますが、外部委託などによる定期点検を行う場合は費用が計上できるものと考えますので、点検・保守及び修繕についても項目別の費用を可能な範囲で記載してください。また、項目別に費用の計上にあたっては、様式6-5並びに様式8-10-1と整合を取ってください。 上記の主旨で、様式集を一部修正します。

様式集

No.	様式番号	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
39	10-35		83	脱水設備等維持管理計画	作成要領について、「...点検・保守及び点検の項目、内容、箇所、費用等について、様式8-9-1、8-12-1と同様の様式を用いて修繕計画及び点検・保守計画を作成すること」とあります。これは「...点検・保守及び修繕の...」と解釈すれば宜しいでしょうか。また様式8-9-1、8-12-1には費用を記載する欄がありません。これは運転員が日常行なう点検・保守については費用を計上しがたい為と思われるのですが、様式10-35では、費用についても記載が必要でしょうか。御教示願います。	質問NO.38の回答をご参照下さい。
40	10-41 10-42 10-43		90～91	脱水ケーキの有価利用計画/ 非有価利用計画 受入表明書	受入先1箇所につき1ページとあります。 1受入先(企業・会社等)で最大4浄水場から脱水ケーキを受け入れる場合(有価・非有価の両方があるとすれば)、様式10-41,42を各4枚・10-43を8枚提出になると考えますが、よろしいでしょうか。御教示願います。	様式10-41(有価利用計画)、様式10-42(非有価利用計画)は、それぞれ浄水場別受入先別で提出してください。また、様式10-43は、これらで示された受入先別に、有価利用・非有価利用の別がわかるように提出してください。 したがって、例えばご質問のようなケースだと、様式10-41、42を各4枚、様式10-43を2枚(有価利用、非有価利用)をご提出いただくこととなります。

要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
41	1	(3)			3	業務内容 (図表1-2 業務内容一覧)	「設計・建設業務」a知多浄水場の業務内容に(既設脱水機棟の耐震診断調査)が記載されています。誤植と判断しますので削除願います。	ご質問のとおりですので、削除します。
42	1	(4)	ア		5	整備対象施設及び事業範囲	知多浄水場以外の3浄水場において整備対象施設として上げられている「外構施設」のうち、道路・雨水排水施設は、現施設の補修工事と考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。
43	1	(4)	ア		5	整備対象施設及び事業範囲	知多浄水場において整備対象施設として上げられている「外構施設」のうち雨水排水施設について、排水先は事業用地南東側の道路側溝と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の南東側道路側溝に加え、県企業庁が新たに整備する南側道路側溝も利用可能です。ただし、具体的な排水先は、県企業庁と協議の上、決定することとします。
44	1	(4)	イ	(ア)	5	脱水設備等の計画諸元	「脱水設備等の新設・増設・更新計画は図表1-4の……」と有りますが、同図表の尾張東部浄水場・平成18年度に更新する機器は、工業用・水道施設用(昭和50年設置)の脱水機と考えて宜しいでしょうか。又 施工箇所も 現在設置(愛知群東郷町地内)されている施設内と、解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、工業用水道施設の脱水機が更新対象です。ただし、施工箇所は、水道脱水機棟内(日進市米野木地内)とし、水道・工水の共用施設として脱水設備等を更新する計画です。
45	1	(4)	イ	(ウ)	6	脱水設備等の計画諸元	本項目に記載の内容は、事業者にて新規に設置する脱水機の性能と考えますが、よろしいでしょうか。既設の脱水機はすべてこの性能を満足しているため、事業者が設置する脱水機にたいしてのみと考えます。	新設・増設・更新する脱水設備等については当該(ウ)a～eで規定されますが、b並びにdについては既設脱水設備等の運営維持管理業務等についても該当します。
46	1	(4)	イ	(ウ)	7	脱水設備等の計画諸元	脱水機からのろ液が濁度として20度以上になった場合、排水池への返送を停止させることとありますが、実際にはろ液水槽内の濁度を常時監視し、ろ液水槽内の濁度が20度以上になった場合、排水池への返送を停止すると解釈してよろしいでしょうか。	ろ液貯留槽内ではなく、ろ液貯留槽からの排出る液の濁度が20度を超えないように運転・監視してください。
47	1	(4)	イ	(ケ)	8	脱水設備等の計画諸元 (図表1-7 濃縮汚泥の状況)	平成17年5月17日発行の要求水準書の別紙11にて平成16年度のデータが追加されておりますが、本表は、平成11～15年度の実績となっております。平成16年度のデータも考慮し脱水設備の設計を行い、提案書を作成したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。	図表1-7についてはご質問のとおりでよろしいです。なお、施設能力については、図表1-5に示す能力を確保してください。
48	1	(4)	イ	(シ)	9	脱水設備等の計画諸元	「ろ液の濁度管理を常時行うこと(ろ液濃度が濁度として20度以上となった場合、ろ液の排水池への返送を停止させること。）」とございますが、事業者にて新規に設置する脱水設備に対する要件と考えますが、よろしいでしょうか。	新規に設置する脱水設備等のもとより、現在稼働中の設備についても定期的なる布交換などの適切な維持管理をし、ろ液濁度20度以上となった場合、排水池への返送を停止する措置をとる必要があります。
49	1	(4)	エ	(ウ)	10	脱水機棟の要件	上野と高蔵寺の耐震改修において、地下部(杭、基礎)の改修は非常に困難と思われまます。本事業の改修工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、上野浄水場と高蔵寺浄水場の脱水機棟の改修においては、地下部(杭基礎)は事業の対象外とします。なお、知多浄水場における脱水機棟新設設計では資格審査後に示す閲覧資料における地質データを考慮の上、基礎工においても所要の耐震性能を確保できることとします。

要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
50	1	(4)	工	(ウ)	10	脱水機棟の要件	<p>「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(H8年度版)に指定されている液状化の検討を行なう上で、以下項目に関する情報が必要です。各浄水場で、不足している情報の開示をお願いします。もし、開示不可能の場合は、各応募者への統一仮定条件のご指示をお願いします。</p> <p>標準貫入試験(土質、N値) 地下水位 孔内水平載荷試験 土の粒度試験 土粒子の密度試験</p> <p>不足している資料 知多浄水場： 、 、 高蔵寺浄水場： 、 、 、 、 、 上野浄水場： 、 、 、</p>	<p>高蔵寺浄水場、上野浄水場の脱水機棟の改修工事については、質問NO.49の回答のとおり地下部は本事業の対象外としますので、資料の開示をする予定はありません。</p> <p>知多浄水場については、平成16年度に委託発注された「知多浄水場拡張調査設計業務委託」において実施された地質調査報告書がありますので、後日閲覧資料として、資格審査通過者に対して追加公表する予定です。ただし、当該地質調査において左記のは実施していませんので、必要な土質定数は標準貫入試験の結果等から設定してください。</p>
51	1	(4)	工	(ウ)	10	脱水機棟の要件	<p>耐震診断、耐震改修工事は、第三者機関による評価は不要と考えますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>第三者機関による評価は不要ですが、適切な耐震計算が必要です。</p>

要求水準書 2 設計・建設業務

No.	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答	
52	2	(2)	ア	12	業務内容	尾張東部の平成18年度の脱水設備の更新において、工水用の既設機器、電気設備は撤去対象であると考えますが、撤去対象範囲は脱水設備(汚泥脱水機、脱水機油圧ユニット、ケーキ搬出コンベア、ケーキホッパ、エアブロー用コンプレッサ)および消石灰設備(消石灰ホッパ、消石灰定量供給機、消石灰溶解槽、消石灰供給ホッパ、混合槽)の機器、付属配管、電気設備でよろしいでしょうか。 また、撤去後の床面状態は、基礎撤去(ハツリ)箇所のモルタル仕上を計画しておりますが、よろしいでしょうか。	既存設備の撤去範囲は、ご質問のとおりです。なお、撤去後の床面復旧は事業者提案とします。	
53	2	(2)	イ	(ア)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	高蔵寺における濃縮槽引抜管(汚泥配管)の分界点は、要求水準書13ページ2-(2)-イ-(ア)「濃縮槽と脱水設備等の施行分界点」では汚泥流量計1次側フランジと記され、公開資料(2)閲覧資料の別図2では、建屋外第1フランジ箇所で記されています。 現地見学会にて確認したところ、建屋外箇所の濃縮槽引抜管は、建屋外の下に埋設されており、フランジの所在位置および有無が不明でした。このため分界点は要求水準書本文に従い、汚泥流量計1次側フランジを正として宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
54	2	(2)	イ	(ア)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	3浄水場において、…、既設分電盤端子以降を事業者に分岐し、メーターを設置して使用電力を管理することとする。」とございますが、分界点は脱水棟電気室内に事業者が設置する盤端子と考えてよろしいでしょうか。 (既設の電源ケーブルを流用し、新設「低圧主幹盤」端子に接続することを考えています)また、メータは新設「低圧主幹盤」に設置してよろしいでしょうか。	前段のご質問については、3浄水場においては、既設分電盤端子以降が事業者の管理範囲です。 後段のご質問については、メータの設置に関してはご質問のとおりで問題ありません。
55	2	(2)	イ	(ア)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	「知多浄水場において、…ケーブルは、県企業庁が布設するが、事業用地への引込用電線管は、事業者が設置する。」とございますが、事業者が設置する電線管は新設建物内に限る施工とし、建物から既設受電設備までの埋設又は架空ルートが不明のため、この管路は県企業庁殿施工としてよろしいでしょうか？ また、供給電圧をご教示下さい。(6kV又は3kV?)	事業用地内の電線管は埋設とし、東南角から建物までの布設を予定してください。なお、供給電圧は6kVです。
56	2	(2)	イ	(ウ)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	「なお、計装信号の受け渡し場所は、県企業庁及び事業者が協議により、それぞれ1ヶ所を定め、必要な側がそこで信号を受け取る。」とございますが、受け渡し場所は脱水機棟内と想定しておりますが、その想定でよろしいでしょうか。	県企業庁の信号については、3浄水場では脱水機棟内での受け渡しを予定していますが、知多浄水場では濃縮槽機械室での受け渡しを予定しています。
57	2	(2)	イ	(ウ)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	監視操作盤は、機能を満足すれば「盤」としての構造は問わないと考えてよろしいでしょうか。 (例えば、パソコンで監視する等…)	事業者提案とします。
58	2	(2)	イ	(イ)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	「3浄水場において、変電設備等は浄水場側の管理とし、…」と有りますがこの変電設備とは脱水機棟内にある引き込み、変電設備を指すのでしょうか。または浄水場受変電設備のことで、脱水機棟内の電気設備はすべて事業者範囲と考えるのでしょうか。 また、濃縮施設の電気設備(動力・制御)は事業者範囲でしょうか。事業者の電気範囲が脱水設備以降とすれば、電源分岐以降の分界点は、脱水機棟内電機室の盤と考えますが宜しいでしょうか。(メータの設置も含める)尚、事業者範囲における力率など制約はありますか。	ここで言う変電設備等とは脱水機棟内受変電設備を指します。従って、3浄水場における施工分界は要求水準書に記述のとおり脱水機棟内の既設分電盤端子以降とします。また、濃縮施設の電気設備は事業者の施工範囲ではありません。なお、設備の力率については事業者提案とします。

要求水準書 2 設計・建設業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
59	2	(2)	イ	(ウ)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	脱水機棟内の一箇所に設けると考えておりますがよろしいでしょうか。また、濃縮施設の信号も含むものと考えてのでしょうか。尚、県企業庁からの受信信号は無いものと考えて宜しいでしょうか。	質問No.56の回答をご参照ください。なお、計測・制御信号の伝送と授受については、要求水準書P26 3(8) 工(ア)に記述のとおりです。
60	2	(2)	イ	(工)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	監視操作盤の形態は限定せず、機能を満足すれば仕様については規程されないと考えておりますがよろしいでしょうか。	質問No.57の回答をご参照ください。
61	2	(2)	イ	(オ)	13	脱水処理施設等建設上の施工分界点	上記設備において、既存浄水場管理棟～脱水機棟間等に必要な信号・通信等連絡用電線路の施工区分は脱水機棟内と、理解して良いのでしょうか。	質問No.56の回答をご参照ください。
62	2	(2)	イ	(カ)	14	脱水処理施設等建設上の施工分界点	「脱水機からのろ液排水は、一旦、貯留槽で受けた後、排水池に返送する。……」とありますが、各浄水場において、新規に脱水設備を設置する建設業務の完成以降と考えてよろしいでしょうか。 高蔵寺 : H19年度工事にて「ろ液槽」設置 尾張東部 : H18年度工事にて「ろ液槽」設置 上野 : H21年度工事にて「ろ液槽」設置 知多 : H18～H19年度工事にて「ろ液槽」設置	ろ液排水の貯留は、新たなる液貯留槽を建設業務で設置する前においても建設業務の完了まで、既設の樹などを利用し、ここで一旦貯留し、この排水の濁度管理をしてください。
63	2	(2)	キ	(工)	16	新設・更新・増設業務期間中の業務	「高蔵寺浄水場における脱水設備更新中は処理対象汚泥を事業者の責任と費用負担によって本事業の対象となる他浄水場に運搬し処理する」とあります。入札説明書、契約書等には高蔵寺浄水場から他の浄水場への汚泥の運搬業務が記載されていませんが、本業務は設計・建設業務、運営・維持管理業務のいずれに該当しますか。	要求水準書の記載箇所のとおり、高蔵寺浄水場の脱水設備等の更新における処理対象汚泥の他浄水場への運搬は、設計・建設業務に該当します。

要求水準書 3 運営・維持管理業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
64	3	(2)	ア	(ア)	19	保守点検業務	「…毎日一回は各浄水場と連絡をとり業務報告を行い、必要な指示を受けること」とございますが、電話、ファックス、メール等による報告を計画しており、必ずしも対面による報告は想定しておりません。その考えでよろしいでしょうか。	毎日とは、事業者が4浄水場のいずれか又は全てにおいて脱水処理業務を行う日のことをいいますので、脱水処理業務を行っている日は、当該浄水場に対面による報告を行ってください。
65	3	(2)	エ	(イ)	19	脱水処理施設等維持管理上の分界点	高蔵寺における脱水機ろ液管の分界点は、要求水準書19ページ3-(2)-エ-(イ)「脱水処理施設等維持管理上の分界点 配管施設」では建屋外第1フランジと記され、閲覧資料の別図2では脱水機排水管と脱水機排水溝が記されています(別図2では境界の記載なし)。 現地見学会で確認のところ、ろ液管は排水溝まで敷設され、この後段で建屋内の排水ビットに合流した後、建屋外の排水マンホールに埋設接続しています。 要求水準書14ページ1-(2)-イ-(カ)では、脱水機ろ液は、ろ液貯留槽に一旦受けるとありろ液貯留槽の設置は必須となります。このため、ろ液管分界点は、ろ液貯留槽を建屋内排水ビットより前段に設置した上で、ろ液貯留槽出口側の第1フランジ等に変更頂けないでしょうか。	ろ液管理の方法としてろ液貯留槽を設置しても結構です。ただし、排水池への返送管の管理範囲は、排水ビット以降の接続先となる建屋外第1マンホールの流入点までを事業者の管理範囲とし、それ以降を県企業庁の管理範囲とします。
66	3	(2)	エ	(イ)	19	脱水処理施設等維持管理上の分界点	尾張東部における脱水機ろ液管の分界点は、要求水準書19ページ3-(2)-エ-(イ)「脱水処理施設等維持管理上の分界点 配管施設」では建屋外第1フランジと記され、閲覧資料の別図3では建屋外マンホールまでの排水管およびろ液管がPF事業者管理範囲、マンホールおよびマンホール以降の排水管が県企業庁の管理範囲と記されています。排水管はマンホールに差込接続しておりマンホールと排水管は一体化といえる考えます。このため分界点は、別図3の通りでは区分けが困難であり、本文の記載に従い、建屋外第1フランジとして宜しいでしょうか。	閲覧資料別図3に示すとおり、ろ液管は建屋外第1マンホールの注入点、給水管は建屋外第1の90°曲管下流側継手を分界点とします。
67	3	(2)	エ	(イ)	19	脱水処理施設等維持管理上の分界点	上野浄水場にて、ろ液管の管理上の分界点は、維持管理上業務では要求水準書19ページ3-(2)-エ-(イ)「脱水処理施設等維持管理上の分界点 配管施設」にて建屋外第1フランジと記され、閲覧資料の別図4では、屋外会所枡までの排水管はPF事業者範囲、会所枡および会所枡以降の排水管は県企業庁範囲とございます。一方要求水準書14ページ1-(2)-イ-(カ)では、脱水機ろ液は、ろ液貯留槽に一旦受けるとあり、事業者はろ液貯留槽を設置することが必要となります。 現場見学会にて確認した結果、脱水機棟内へのろ液貯留槽の設置ではスペースを確保できず、建屋外に設ける必要があると考えられますが、ろ液管の分界点が建屋外第1フランジを正とした場合、既設フランジは建屋外壁の直近にあるため、分界点までの間に、ろ液貯留槽を設置することができません。一方で別図4の会所枡での分界を正とする場合でも、排水管は会所枡に差込接続のため一体化といえ、分界の区分けが困難であると考えます。 以上より、分界点はろ液貯留タンクの出口側に設ける第1フランジ等に変更頂けないでしょうか。	分界点は、建屋外第1フランジ(あるいは第1継手箇所)とすることを原則とします。ただし、ご質問のように、事業者提案によって屋外に設置しようとする場合は、分界点および接続方法等に関し、県企業庁と協議の上、決定することとします。
68	3	(2)	エ	(イ)	19	脱水処理施設等維持管理上の分界点	「濃縮槽汚泥引抜管、脱水機ろ液管、給水管は建屋外第1フランジが分界点」とございますが、現場見学会にて確認ところ、下記不整合がございました。 上野浄水場 給水管は、建屋外での接続がねじ込み接続であり、近傍にフランジ接合点がありませんでしたが、このねじ込み箇所を分界点として宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、分界点は建屋外直近にある、ねじ込み接合箇所とします。
69	3	(2)	エ	(オ)	20	脱水処理施設等維持管理上の分界点	「日常の清掃等の管理及び残渣の県企業庁への引き渡しは事業者によるものとする。」とございますが、引渡しのみで最終処分は含まないと考えますがよろしいでしょうか。 また「残渣」とはスクリーンカスで除去したものと考えますがよろしいでしょうか。	業務内容・残渣の内容については、ご質問のとおりです。

要求水準書 3 運営・維持管理業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
70	3	(4)	エ		22	ガス	プロパンガスの利用に際して、既設配管の流用を考えておりますが、よろしいでしょうか。	よろしいですが、要求水準書P22 3(4)エに記載のとおり、安全上の理由により、極力、電気による火力の採用を検討してください。
71	3	(8)	イ	(ア)	24	脱水処理施設等の運転等運転等	「事業者は、…汚泥引き抜きポンプの運転スイッチ操作を行う。」とございますが、各浄水場の脱水機運転操作盤には排泥池のポンプのスイッチも設置されております。排泥池のポンプのスイッチ操作は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	原則、排泥池のポンプのスイッチ操作は、浄水場職員が行いますが、P24 3(8)イ(ウ)濃縮施設の運転支援に記載のとおり、濃縮槽への汚泥ポンプの運転も、県企業庁と協議の上、支援していただきますようお願いいたします。
72	3	(8)	イ	(工)	25	脱水処理施設等の運転等	工水浄水場濃縮槽から汚泥を引き抜くにあたり、既設の汚泥引き抜きポンプを使用することは可能でしょうか。御教示ください。	既設の汚泥引き抜きポンプの使用は可能ですが、使用にあたって必要となる設備の改良やポンプの交換などは事業者で責任をもって行う必要があります。また、当該汚泥引き抜きポンプの不具合が発生した場合に起因するリスクは、事業者の負担となります。
73	3	(8)	イ	(工)	25	脱水処理施設等の運転等	尾張東部浄水場において濃縮汚泥を濃縮槽に運搬するに当り「タンクローリー車」と規定されていますが、運搬方法は事業者の提案とした場合でも県の不利益は生じないと考えますので、「タンクローリー車等」として頂きたく、お願い申し上げます。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた基準を遵守できれば、「タンクローリー車」に限定はしません。「タンクローリー車等」に修正します。
74	3	(8)	エ		25	計測・制御信号の伝送と授受	「事業者が提供可能な信号」とは、提供が必須な信号ではなく、事業者が提供を選択できる信号と考えますがよろしいでしょうか。	事業者が、当該機器の運転状況信号の提供が可能となるよう、必要な設備の整備を行うということです。
75	3	(8)	エ	(ア)	26	計測・制御信号の伝送と授受	県企業庁殿が提供可能な信号中に濃縮槽汚泥界面水位とありますが、既設濃縮槽に汚泥界面計が設置済または未設置の場合は県企業庁殿にて設置して頂き、濃縮槽の汚泥界面信号を提供して頂くものと解釈してよろしいでしょうか。御教示願います。	尾張東部および上野浄水場には汚泥界面計が設置されていますが、現時点では目視による管理が通常であり、汚泥界面計による濃縮槽の運転管理は行っていません。また、高蔵寺浄水場では、汚泥界面計は未設置であるため、信号を提供する予定はありません。なお、知多浄水場では汚泥界面計を設置する予定です。

要求水準書 4 脱水ケーキの再生利用業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
76	4	(2)	ア	(ア)	27	再生利用方法	有価利用の提案最低量が提示されていますが、3浄水場の個々の最低量に制限はないと考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。

要求水準書 5 公開資料

No.	項目番号					ページ数	資料名	質問事項	回答
77	5	(2)				30	<p>閲覧資料</p> <p>参考資料8 既設脱水処理施設等完成図書 上野浄水場完成図書(図番:上浄-19-1-10)</p> <p>本図面ではRC杭となっております。配筋・コンクリート強度の仕様を御教示下さい。</p>	<p>竣工図書に記載がないため不明ですが、図番:上浄-19-1-10に記述してあり、長期鉛直耐力が10tの 300 RC杭ということから類推してください。</p>	

要求水準書 別紙

No.	資料番号	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
78	3			脱水機規模算定表	本表中では高蔵寺浄水場における平均濁度時の汚泥濃度が7.30%とあり、ろ過速度が2.00kgDS/m ² ・hと記載されていますが、要求水準書本文 8ページ図表1-7 濃縮汚泥の状況では高蔵寺浄水場の平均汚泥濃度は4.5%と記載されています。脱水機の規模を決定する上で非常に重要なファクターですので、これらの数字の解釈を御教示願います。また別紙3 脱水機規模算定表中に平均時汚泥濃度7.3%という数字は可能性調査よりとありますので、可能性調査結果の公表をお願い致します。	別紙3 脱水機規模算出表は可能性調査時の前提数値、要求水準書 8ページ図表1-7 濃縮汚泥の状況は過去5年間の実績数値です。また、別紙3は、参考のため掲載したものです。事業者は図表1-5 浄水場毎の必要脱水能力及び図表2-1 設計・建設期間の処理能力を満足する脱水機を提案してください。なお、可能性調査の公表予定はありません。
79	9		3/4	既設脱水機関係機器リスト (上野浄水場)	1号、2号、3号脱水機は全て型式・主仕様が同じです。構成するパーツも3台とも共通で互換性があるでしょうか。御教示ください。	ろ布、ろ板等の主要部品については互換性がありますが、一部詳細な部品については機械毎に違います。
80	10 11		1/7 -	浄水場排水処理設備修繕履歴 (高蔵寺) H16年度運転実績に関する追加資料	H.16年からH.16年の11年間で、ダイヤフラム交換を10回、ろ布交換を4回実施したと解釈してよろしいでしょうか。御教示ください。また、ダイヤフラム及びろ布はその都度全数交換したと解釈してよろしいでしょうか。御教示ください。	高蔵寺浄水場では、脱水機が1台しかないため、故障しないよう定期的な取り替えを行っています。詳細は、添付資料2「高蔵寺浄水場排水処理設備定期修繕履歴」を参照してください。
81	10 11		1/7 -	浄水場排水処理設備修繕履歴 (高蔵寺) H16年度運転実績に関する追加資料	修繕内容が定期修繕で備考欄に脱水機修繕や脱水機修理と記載されています。その具体的内容および修繕費用、交換部品および部品価格をご教示お願いします。	本質問回答の添付資料1「高蔵寺浄水場排水処理設備更新修繕履歴」及び添付資料2「高蔵寺浄水場排水処理設備定期修繕履歴」を参照してください。なお、修繕費用につきましては、先日公表しました部品単価により推計してください。
82	10		2/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (尾張東部)	H.13/11/5に「1号脱水機ろ布交換及びフライトコンベア修繕」とありますが、フライトコンベアとはどのようなものでしょうか。御教示ください。また、その修繕が必要となった原因と費用を御教示ください。	フライトコンベアとは、仕切板付きのコンベアであり、当該修繕は、フライト(仕切板)下面の経年劣化による溶断加工、補修塗装等を行ったものです。また、修繕費用につきましては、応募者で推計してください。 なお、当該フライトコンベアは、工業用水道施設(東郷町地内)での設備ですので、本事業の撤去の対象となります。したがって、当該フライトコンベアの修繕履歴が、別紙10に記載されることは適切ではないため、削除し修正します。
83	10		2/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (尾張東部)	H.14/10/1に「2号脱水機修繕ろ布ディスタンス取替」とあります。これはディスタンスを交換したのでしょうか、もしくは、ろ布とディスタンスを交換したのでしょうか。御教示ください。また、ディスタンスは全数交換したのでしょうか。御教示ください。1号脱水機にはディスタンス交換の履歴がありませんが、2号で交換が必要になった原因と交換費用、ディスタンスの価格・数量を御教示ください。	当該修繕は、ろ布とディスタンス双方の交換であり、ディスタンスは全数(13,230個)を交換しました。また、1号脱水機については、平成13年度に650個を交換しました。なお、ディスタンス交換の原因は、細かい汚泥粒子がディスタンス部品に付着して隙間腐食(腐食成分の濃縮による腐食)が発生したことが考えられます。なお、修繕費用等につきましては、先日公表しました部品単価等により推計してください。
84	10		2/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (尾張東部)	H.14年に「ケーキ搬出用ベルトコンベア取替」とあります。これはどのベルトコンベアを取替えたのか、もしくはコンベア一式取替えたのでしょうか。御教示ください。部分取替であれば、その内容と修繕費用交換部品価格を御教示下さい。また、修繕が必要となった原因を御教示下さい。	1号ケーキ搬出ベルトコンベアのベルトコンベア架台を取り替えたものです。また、同部分の経年劣化により取り替えたものです。なお、修繕費用等につきましては、事業者で推計してください。
85	10		2/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (尾張東部)	H.15年11月に「3号ケーキ搬出コンベア修繕」とあります。その内容と修繕費用および交換部品価格を御教示下さい。また、修繕が必要となった原因を御教示下さい。	ベルトコンベアのスカートゴム等ゴム製品及び各種プーリー軸受を経年劣化により、交換したものです。なお、修繕費用等につきましては、事業者で推計してください。

要求水準書 別紙

No.	資料番号	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
86	10		2/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (尾張東部)	尾張東部の脱水機のH.17年度修繕予定、ろ布交換予定を御教示ください。	2号脱水機(平成7年設置)のろ布交換、1号脱水機のディスク交換及び1号打ち込みポンプ修繕を予定しています。
87	10		3/7~ 7/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (上野)	上野の脱水機のH.17年度修繕予定、ろ布交換予定を御教示ください。	2号脱水機(平成5年設置)のろ布交換及び2,3号打ち込みポンプ修繕を予定しています。
88	10		3/7~ 7/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (上野)	上野の修繕履歴にはベルトコンベアの修繕がありませんが、コンベアベルトの取替え等は今まで実施していないということで宜しいでしょうか。御教示下さい。	既設脱水機3台とも設置以来、ベルトコンベアの修繕はしていません。
89	10		3/7~ 7/7	浄水場排水処理設備修繕履歴 (上野)	H.9年度の修繕内容欄に「2号脱水機ろ布取替修繕」とあり備考欄の2/16~2/20に「1号脱水機ろ布交換」とあります。備考欄の1号が2号の誤りでしょうか。御教示ください。	平成9年度に実施したのは、1号脱水機のろ布交換(96組)です。したがって、修繕内容欄を「1号脱水機ろ布取替修繕」に修正します。
90	11			H16年度運転実績に関する追加資料 (浄水場機械脱水処理状況調書(H16年度))	汚泥平均濃度とケーキ含水率がいずれも単位は%ですが、各月のデータ数値が間違っていると思われます。訂正値を御教示ください。	ご質問のとおり集計の誤りです。別紙11における「浄水場機械脱水処理状況調書(H16年度)」を差し替えます。
91	12			既設脱水設備等の部品交換にかかる見積	本見積表中における脱水機部品の各部品単価を使用して修繕計画費用を算出すると解釈してよろしいでしょうか。御教示願います。	ご質問のとおりです。

落札者決定基準

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
92	4	(2)	ア	(ウ)	7	性能等に関する評価	<p>評価項目に非有価利用の安定性・信頼性についての項目があり、配点が2点とありますが、発生する脱水ケーキの全量を有価利用する場合、本評価項目の得点はどのようになるのでしょうか。御教示下さい。</p>	<p>ご質問の内容のような発生する脱水ケーキを全量有価利用をする提案であっても、契約期間中においては非有価利用をせざるを得ない事態が生じる可能性があると考えられますので、事業提案書においては当該事態を想定した非有価利用方法も記載していただく必要があります。</p> <p>したがって、提案審査にあたっては、全量有価利用を行うという提案であっても、上記のような場合における非有価利用に関する提案内容を評価することとなります。</p> <p>上記の主旨で、入札説明書、様式集を一部修正します。</p>

基本協定書(案)

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
93		5	2		2	業務の委託、請負	1行目で「前項に定める脱水処理施設等の設計、建設、運営・維持管理に係る各業務」とありますが、前項にある「脱水ケーキの再利用」が脱落しているように思われます。追加をお願い致します。	ご質問のとおりです。本項を一部修正します。
94		5	2		2	業務の委託、請負	2行目の「の本契約」は不要と考えます。削除をお願い致します。	ご質問のとおりです。本項を一部修正します。
95		5	2		2	業務の委託、請負	2行目「特別目的会社が事業契約の本契約を締結した後、」を文頭「乙は、」の後に移動したほうが分かりやすくなると思われます。修正のご検討をお願い致します。	特に不適切ではないと考えますので、原案どおりとします。
96		6			2	出資者保証書等	4行目「出資者誓約書」は不要と思われます。削除をお願い致します。	ご質問のとおりです。本条を一部修正します。
97		7	1		2	準備行為	同項3行目の「第2条第2項」は、「第2条第3項」と思われます。修正をお願い致します。	ご質問のとおりです。本項を一部修正します。
98		8			3	設計、建設、運営・維持管理 の確認	「設計」の前に「脱水処理施設等の」を挿入すべきではないでしょうか。また、「脱水ケーキの再生利用」も挿入すべきではないでしょうか。ご検討をお願い致します。	ご質問のとおりです。本条を一部修正します。
99		10			3	秘密保持	3行目「本件事業」の「件」は不要と思われます。削除のご検討をお願い致します。	ご質問のとおりです。本条を一部修正します。
100					7	別紙2 出資者誓約書	第3項「譲受予定者」の「予定」は不要と考えます。削除のご検討をお願い致します。	ご質問のとおりです。本条を一部修正します。

事業契約書(案) 第1章 用語の定義

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
101		1		(16)	1	用語の定義	<p>協力会社の定義として「…事業者から本事業にかかる業務を直接受託し又は請負うことを予定しているもの…」とありますが、事業の安定性を考慮し、協力企業の受託(請負)を「間接的」とすることは可能でしょうか。事業者からの直接の受託者を「構成員」として、その下で(下請けとして)協力企業がある業務を受託するという契約形態もありうと思います。協力企業の関与を「直接」のみならず「間接も可」という規定への修正はできないでしょうか。</p>	<p>用語の定義を変更しません。 その上で、構成員又は協力会社が、他の業務につき、他の構成員又は協力会社から業務を受託することは可能です。</p>

事業契約書(案) 第2章 総則

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
102		6	2		5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	「機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合には...見直すことができる」とあります。しかし、そもそも技術革新は長期的な効果をもたらされるため技術革新となるのではないのでしょうか。つまり技術革新により一時的に機器の費用が以前より高価となり、本契約期間中は事業費が低減しないか、いくらか高(かさ)むものの、本契約期間後まで長期的にみれば県企業庁殿の維持費が低減される場合があります。したがって、このような技術革新の実情を本規定に反映し、以下のようにしていただけないのでしょうか。「機能向上もしくは事業費の低減等を確認できる場合には...見直すことができる。」	ご質問の内容は不確実性を含んでおり、機能向上のみをもって事業提案書及び事業計画書の内容を見直すには県企業庁のリスクが大きいと考えます。したがって原案どおりとします。
103		6	4		6	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	「...費用及び損害は、事業者の負担とする」とあります。しかし、本件増設の判断は実際には事業者の技術的意見も参考になされるのではないのでしょうか。そのため事業者は県企業庁殿の要請により資料を作成したり、場合により実証試験も必要となる場合もあるのではないのでしょうか。かかる場合には県企業庁殿も応分の負担をしていただくのが合理的と考えます。従って、以下のようにしていただけないのでしょうか。「...費用及び損害は、県企業庁と事業者が協議して定める。」	前段のご質問については、当該条文のとおり、尾張東部浄水場における平成25年度の脱水設備等が実施が必要であるか否か、又は延期すべきか否かについては県企業庁の合理的裁量により判断します。 後段のご質問については、原案のままとします。 以上を踏まえ、応募者は事業計画を立ててください。
104		6	4		6	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	増設の中止または延期の決定は専ら県企業庁が行うとの規定になっております。さらにその決定に起因して発生した費用損害は事業者の負担との趣旨の規定になっておりますが、増設を実施することで、既存部分の維持管理運営費用を削減できる(増設部分の機能で既存部分のメンテの効率上がり、メンテコストを下げる)という提案をしていた場合、増設が中止または延期となりますと、メンテコストが増大することが想定されます。このようなコストアップについては、県企業庁の負担として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	平成17年1月公表の「実施方針等に関する第1回質問への回答」の質問NO.103の回答をご参照下さい。
105		12	1 2		7	本件工事のための作業用地の貸付け	「有償」と規定されています。しかしかかる作業用地は事業提案書に基づいて要請されるもので、事業用地に不可分一体の、当然工事に必要不可欠な用地です。したがって、第11条に規定される事業用地と同様に無償としていただけないのでしょうか。	平成17年4月公表の「実施方針(変更版)及び事業契約書(素案)」に関する第2回質問への回答、の質問NO.35の回答をご参照下さい。

事業契約書(案) 第3章 脱水処理施設等の設計

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
106		13	2		7	事前調査	5行目に「ただし、事業者による入札時における現地調査が十分に実施されていない等、…」とありますが、この「入札時における現地調査」とは何を指すのか、具体的にご教示下さい。	入札説明書の3(3)ウの現地見学会、並びにキの現地調査を指します。
107		13	2		7	事前調査	「ただし、事業者による入札時における現地調査が十分に実施されていない等、事業者の責により該当瑕疵が判明しなかった場合は、この限りではない。」とございますが、ご提示いただいた資料による検討は行いますが、入札前にはボーリング等地下埋設物が判別出来るような調査は行わない予定です。ご提示いただいた資料による検討が行われていれば、事業者の責がないと判断してよろしいでしょうか。	県企業庁からの提示資料に基づく検討だけではなく、現地調査による外観、状態調査等を十分実施された上で提案した内容であることが、合理的に判断できた場合には、事業者の責はないものとします。
108		15	6		8	設計の変更	2行目「対価が変更した」は「対価が変更された」の誤りではないでしょうか。修正をお願い致します。	ご質問のとおりです。本項の一部を修正します。
109		15 16			8 9	設計の変更 本事業に直接関係する法令等変更による設計変更	各規定に基づき、県企業庁の負担となった費用のご負担方法についてですが、初期投資額が増額となった場合にそれが、サービス購入料の増額として反映されますと、資金調達の面から支障がでる可能性があります。(初期投資額が増加しますと、資金調達も増加させる必要がありますが、その場合「デット/エクイティ比率」が変わってしまい、融資機関からの資金調達が困難になることが想定されます。)尚、ランニングコスト部分について増大は資金調達には直接関係ありませんので問題はないと考えます。また、初期投資部分の増大を、「一時払い」でご対応頂く場合も問題はないと考えております。	当該追加費用の支払い方法については、協議によることとします。
110		16			8	本事業に直接関係する法令等変更による設計変更	「本事業に直接関係する法令等の変更」には、下記が含まれるでしょうか。御教示願います。 ・水質汚濁防止法上の環境規制の変更 ・機械、電気に係る規格の変更	原則として「本事業に直接関係する法令等」とは、PFI事業、脱水処理施設等の設計・建設・運営・維持管理、脱水ケーキの再生利用業務にのみ直接関係し影響を及ぼす法令等をいいます。具体的にはPFI法及び、要求水準書P.10～11「1(5)遵守すべき法制度」で示した法令、施行令、施行規則、要綱、各種基準等が挙げられます。 ただし、ご質問の、「水質汚濁防止法上の環境規制の変更」については、これに伴う設計変更及び追加費用の発生が、県企業庁として現時点では想定できませんので、回答しかねます。また、「機械、電気に係る規格の変更」についても、ご質問の中にその範囲・内容が具体的に示されておりませんので、回答できません。

事業契約書(案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
111	1	24			11	ユーティリティの確保	「事業者は、...必要なユーティリティの確保を...行なう」とあります。しかし、かかるユーティリティは事業用地までは県企業庁殿側が確保していただく必要があります。従って、その区分を明確にするため「事業者は、...必要な事業用地内のユーティリティの確保を...行なう」として戴けないでしょうか。	本条で規定している建設工事におけるユーティリティの確保については、臨時的措置なので事業者側で対応をお願いします。詳細は、要求水準書P.15をご参照ください。したがって、原案のままとします。
112	2	25	2		11	県企業庁による説明要求及び建設現場立会い等	実務のスムーズな遂行を考え以下の規定を追加していただけないでしょうか、「但し、事業者は、かかる県企業庁の立会いに対し、安全上、スケジュール上など合理的条件を付すことができるものとする。」	県企業庁は、本契約第2条及び第3条に規定するとおり、本事業の円滑な遂行を妨げるような行為を行うことはありません。また、ご質問の「安全上、スケジュール上など合理的な条件」とはどのような条件が想定できかねますので、原案のままとします。
113	2	26	1		12	中間確認	実務のスムーズな遂行を考え以下の規定を追加していただけないでしょうか、「但し、事業者は、かかる県企業庁のモニタリングに対し、安全上、スケジュール上など合理的条件を付すことができるものとする。」	質問NO.112の回答をご参照ください。
114	3	30	3		14	本件建設工事において第三者に及ぼした損害	「まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、...」とありますが、事業者のもつ資金には限りがあり、「まず事業者が支払う」との規定は事業者にとって対応が困難な場合が想定されます。3項を削除することをご検討いただけないでしょうか。第58条の運営・維持管理業務によって第三者に及ぼした損害の規定には、相当する規定がないことを含め、お考えをご教示下さい。	本項に関する県企業庁の考えは、平成17年4月15日公表「事業契約書(素案)」に関する質問回答における質問NO.80の回答をご参照下さい。したがって、原案のままとします。 また、第58条においても、事業契約書(案)において、本項と同様の趣旨の規定を追加します。
115	4	31	3		14	事業者による完成検査等	実務のスムーズな遂行を考え以下の規定を追加していただけないでしょうか、「但し、事業者は、かかる県企業庁の立ち会いに対し、安全上、スケジュール上など合理的条件を付すことができるものとする。」	質問NO.112の回答をご参照ください。
116	4	35	1	(1)	15	瑕疵担保責任	「10年以内(ただし、機器・設備については2年以内)」というのは実務上よくみられる瑕疵担保責任より長いと思われれます。したがって、 (1) 石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建築物(プラントを含む)その他土地の工作物又は地盤のかし 2年 (2) 設備工事及び前号に掲げるかし以外のかし 1年 ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。 としていただけないでしょうか。	「契約に関するガイドライン(平成15年6月23日)」P.68～69、先進のPFI事例、民法第638条第1項、同第639条の規定などと照らしても、本契約における瑕疵担保期間は特別に長いものではないと考えます。したがって、原案のままとします。
117	4	35	3		16	瑕疵担保責任	建設を担当する企業が県企業庁殿に対して提出する保証書の文面を、予め御提示願います。	事業契約の締結までに、落札者に対して、想定される雛形イメージを提示します。

事業契約書(案) 第5章 本件改修工事

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
118		37			16	事業者による本件改修工事に係る完成検査	実務のスムーズな遂行を考え、以下の規定を追加していただけないでしょうか。「 <u>但し、事業者は、かかる県企業庁の立ち会いに対し、安全上、スケジュール上など合理的条件を付すことができるものとする。</u> 」	質問NO.112の回答をご参照ください。

事業契約書(案) 第6章 脱水処理施設等の運営及び維持管理

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
119	1	43			18	運営・維持管理業務仕様書等の提出	事業者は、運営開始予定日の30日前までに、既設脱水処理施設及び新設脱水処理施設等の運営・維持管理業務仕様書を県企業庁殿に提出する事となっています。しかし、第41条2項では事業者に対し、教育訓練、研修が円滑に行えるよう、既設脱水処理施設等の運営・維持管理に必要な資料を提供すると有りますが、期日が明示されていません。落札者の決定及び公表から事業開始まで約5ヶ月と短期間でもあり、また、既設仕様書は教育訓練、研修以外にも使用することを想定していますので、提供する期日を「基本協定締結後速やかに提供する」とするようお願いいたしく検討願います。	県企業庁からの資料提供時期については、平成17年4月15日付で公表しました「実施方針(変更版)及び事業契約書(素案)」に関する第2回質問への回答、質問No.94にて「事業者の教育訓練時期に合わせて提供していきます。」と回答しております。ただし、ご指摘のとおり、運営・維持管理業務仕様書を作成する上でも必要となると思われるので、同仕様書の作成に支障のないよう、基本協定書(案)第7条の規定のとおり、必要かつ可能な範囲でできる限り早期に提供します。
120	1	45	5		19	県企業庁による脱水処理施設等の運営・維持管理業務体制の確認	県企業庁の判断で、従事職員の交替を求めることが可能、という規定になっておりますが、いささか片務的な規定であると考えます。事業者との協議事項として頂く事をご検討下さい。	本項の規定に基づき、県企業庁が従事職員の変更を求める場合、当該職員が本事業の運営・維持管理業務を行うことが不適当であることに合理的な事由を付します。このことから、本項は片務的な規定とは考えておりません。 なお、本項は上記の主旨のとおり「合理的な事由に基づき不適当と認められる時は」という表現に一部修正します。
121	1	49	3		20	脱水処理施設等の運営及び維持管理に伴う住民対応	「事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合」とあります。本条見出しにありますが見出しは通常解釈の参考にすぎませんので疑義が生じないよう本文にも以下の通り明記して戴けないでしょうか。 「事業者に、住民から脱水処理施設等の運営及び維持管理に関し苦情等が申し入れられた場合、」	特に不適切な表現ではないと考えますので、原案のままとします。
122	2	51	2		20	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	「当該修繕等が県企業庁の責めに帰すべき事由によるものであるとき、... 県企業庁が負担する。」とあります。しかし実際の修繕等は機能を維持するためといった新しい技術を導入した機器に取りかえる場合も考えられます。かかる場合には事業者から提案がなされ県企業庁殿と協議をした結果その承認を得てなされると思われれます。従って、かかる事業者側の提案による修繕の場合も加味し、以下のように規定していただけないでしょうか。「当該修繕等が県企業庁の責めに帰すべき事由によるものであるとき(事業者の提案に対し県企業庁が承認した場合も含む)、... 県企業庁が負担する。」	事業者は、第43条に規定する運営・維持管理業務仕様書に基づき運営・維持管理業務を実施します。したがって、県企業庁の帰責事由の有無にかかわらず、当該仕様書に基づかない修繕等を事業者が提案しても、県企業庁は承諾しないことが原則です。したがって、本条文は原案のままとします。 しかし、本事業期間は20年間と長期にわたるため、事業期間中に技術革新による機器・部品の機能向上並びに修繕等に係る費用の低減等が確認できる場合があると想定できます。この場合は、運営・維持管理業務仕様書の記載事項に関する協議(第43条に基づく)、及びサービス購入料の算出方法の見直し(第61条に基づく)を行うこととなります。
123	2	52	3		21	汚泥の引き抜き	災害、事故、ろ過障害を起す生物の発生等により、濃縮槽の貯泥率を低く保つ対応をとる事として規定されていますが、ここでの事故とは、浄水場以外の第三者が及ぼした事故を指すのでしょうか。具体的にどのような内容を想定されているか、ご教示願います。	浄水場外の事故に起因する対応というよりも、例えば、沈澱地の汚泥かき寄せ機が故障し、沈澱池内に汚泥が大量に滞留した場合、機械復旧後に濃縮槽へ大量に送泥されること等が想定されます。
124	2	52	3 4		21	汚泥の引き抜き	『実施方針(平成17年2月変更版)31ページ、リスク分担保表NO. 41、42』に示された、汚泥量の変動及び汚泥の質に起因する運営費の増大・減少リスク(県企業庁殿負担)は、本条項で規定されるのでしょうか。即ち、不測の事態による汚泥の質的及び量的変化に対しては、本条項に基づき県企業庁殿と事業者双方による協議と対応を経て、事業者が生じた追加費用を県企業庁殿が負担する、と理解してよろしいでしょうか。御教示願います。	実施方針(平成17年2月変更)資料2のリスク分担保表は、リスク分担の基本的枠組みを示したものです。したがって、汚泥の量及び質の変化による費用等の負担の詳細は、事業契約書(案)第52条、54条、別紙6、別紙9、別紙14、別紙16に基づくこととなります。

事業契約書(案) 第6章 脱水処理施設等の運営及び維持管理

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
125	2	54			21	脱水ケーキの再生利用業務	脱水ケーキの再生利用が困難な状況で、県企業庁殿の承諾のもと最終処分せざるを得ない場合、埋立費用を全額事業者負担とする理由をお教えてください。再生利用が困難な状況は、再生市場が消滅した場合等が考えられますが、このような市場変化は民間事業者のコントロールできるものでなく、不可抗力と考えるのが妥当と考えます。埋立費用の負担を不可抗力に準じた負担として変更していただけないでしょうか。	再生利用市場の消失による場合、最終処分場への埋め立て費用の負担割合は、関係者協議会において協議する規定となっています。詳細は、事業契約書(案)「別紙112(2)工」(P.65～66)をご確認下さい。
126	2	55	2		22	近隣市町からの汚泥の引取り	承諾にかかわらず、県企業庁殿以外の市町からの水道汚泥引き取りが、本事業に悪影響を及ぼす危険があると合理的に判断する場合、当該引取りを中止する要求ができる、と有ります。行政間の交渉と異なり民間企業が一度受け入れた場合、正当な理由を当該市町に明示する事を求められると判断し、県企業庁殿の書面による立証なり書面通知なりの発行が行なわれると解しますが、ご教示願います。	県企業庁は、当該汚泥引取りを中止する旨、書面により要求します。 なお、事業者は事業契約書(案)第55条の規定に基づいて近隣市町と汚泥引き取りに係る契約を締結する必要がありますので、この旨を第55条第3項として追記します。
127	3	58			22	運営・維持管理業務によって第三者に及ぼした損害	「前項(事業者帰責事由)以外の事由」とありますが、県企業庁殿の帰責事由の場合には、県企業庁殿と事業者の協議によらず県企業庁殿の負担が妥当と考えられますが、いかがでしょうか。	県企業庁の帰責事由の場合は、当該損害額の負担は県企業庁が行います。なお、併せて平成17年4月15日公表「事業契約書(素案)」に関する質問回答」における質問NO.77及びNO.112の回答をご参照下さい。
128	4	60	2		23	モニタリングの実施	実務のスムーズな遂行を考え、以下の規定を追加していただけないでしょうか。「 <u>但し、事業者は、かかる県企業庁のモニタリングに対し、安全上、スケジュール上など合理的条件を付すことができるものとする。</u> 」	質問NO.112の回答をご参照下さい。
129	4	60	3	(4)	24	モニタリングの実施	契約の解除、契約上の地位又は株式の第三者への譲渡に至る前に、融資銀行との協議に応じただけの旨、直接協定で規定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の協議に応じる予定です。

事業契約書(案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	章	節	条	項	号	ページ数	項目名	質問事項	回答
130	7	1	64			25	契約期間	事業者の帰責事由以外で運営開始日が遅延した場合には、契約期間は延長されるとの理解でよろしいでしょうか。御教示願います。	原則として契約終了予定日を変更することはありません。
131	7	2	66	2		26	脱水処理施設等の状態の検査	「(経年変化に伴う損傷を除く)」とあります。しかし、除外すべき合理的事由にはこれだけではなく、通常の使用に基づく磨耗および損耗(いわゆる国際契約におけるwear and tear)も加味すべきと思われます。「経年変化」にこのような通常の使用に基づく磨耗および損耗も含まれるのであれば別ですが、はっきりしません。従って、以下の規定を追加していただけないでしょうか。「(経年変化に伴う損傷、ならびに通常の使用に基づく磨耗および損耗を除く)」。	「経年変化に伴う損傷」は、「経年劣化」に修正します。なお、「経年劣化」には、ご質問のような通常の使用に基づく磨耗や損耗も含まれます。
132	7	2	66	2		26	脱水処理施設等の状態の検査	「検査の結果、損傷が見られたときは」とありますが、要求水準書3(5)事業期間終了時の状態(22ページ)より、本条の「損傷」は著しい損傷で、事業終了後1年以内に大規模な修繕を要する状態と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
133	7	3	68	3	(1)	27	事業者の債務不履行による契約終了	「未払いのサービス購入料…一括して支払うことを原則」とありますが、支払方法については事前に協議に応じて戴ける余地があるとの理解でよろしいでしょうか。御教示願います。	当該条文のとおり、支払いの時期及び方法は双方協議の上、決定します。
134	7	3	68			27~33	事業者の債務不履行による契約終了 県企業庁による任意解除法令等変更による契約の終了 不可抗力による契約の終了	各契約終了の規定の中に「当該支払については、一括して支払うことを原則とし…」との規定がございます。この原則の意味をご教示下さい。資金調達の観点から重要な議論ですので、ご質問しております。もし「一括」ではない場合には、少なくとも「当初設定されて割賦期間の残期間を最長として」という期間に関する制限を掛けて頂きたいお願い申し上げます。	「原則」という表現を用いたのは、例外的に、割賦で支払うこともありうることを意味しています。この場合、ご質問のとおり、当該未払いのサービス購入料又は当該出来形部分にかかる当初設定の割賦期間の残期間を最長として割賦払いを行うこととします。この主旨で、本条文を一部修正します。
135	7	3	68			27~33	事業者の債務不履行による契約終了 県企業庁による任意解除法令等変更による契約の終了 不可抗力による契約の終了	規定によって「一括して支払わないときは、事業者の会社維持に要する費用を併せて負担する」とありますが、条文によってこの規定の「有無」があることに関する趣旨について、お考えをご教示下さい。	県企業庁による任意解除の場合と、県企業庁による債務不履行の場合に限り、事業者の会社維持に要する費用を併せて負担することを規定したものです。

事業契約書(案) 第10章 保証

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
136		80	2		33	保証	<p>契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合は、愛知県企業庁財務規定第133条第1号又は第2号に該当するときだけでなく、第3号又は第6号に該当する場合も追加していただけないでしょうか。</p>	<p>県企業庁では、通常の工事契約において、財務規程第133条第1号及び第2号で規定している履行保証保険等の担保がある場合に限り、契約保証金の納付を免除しています。したがって、本事業契約においても、財務規程第3号及び第6号に該当する場合については、契約保証金を免除しないこととします。</p>

事業契約書(案) 第11章 その他

No.	節	条	項	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
137		89			35	財務書類の提出	財務書類の提出の開始は「運営開始後、最初に到来する年度末の決算を反映した財務書類」から、という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

事業契約書(案) 別紙

No.	資料番号	項目番号				ページ数	資料名	質問事項	回答
138	7					47	法令等変更による合理的な追加費用及び損害の負担	外形標準課税に関するリスクが事業者100%という規定になっておりますが、外形標準課税は、その設定によっては事業継続に支障を生じさせるキャッシュアウトを事業者に強いることが想定されます。このリスクは県企業庁負担とした方が事業の継続のためには良いのではないのでしょうか。	別紙7記載のとおり、本事業の収益性に重大な影響を及ぼす税制の改正があった場合、事業の継続性を高めるため、負担割合について双方協議を行うこととなります。したがって、原案のままとします。
139	7					47	法令等変更による合理的な追加費用及び損害の負担	「本事業に直接関係する法令等の変更」には、下記が含まれるでしょうか。御教示願います。 ・水質汚濁防止法上の環境規制の変更 ・機械、電気に係る規格の変更	質問NO.110の回答をご参照下さい。
140	7					47	法令等変更による合理的な追加費用及び損害の負担	実施方針P.16に本事業におけるリスク分担の考え方が明記されており、 ¹ リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」とあります。この考えからすると、外形標準課税の変更やその他新税の導入によるリスクは事業者が管理可能な事項ではないと考えます。県企業庁殿の見解を御教示下さい。	法令等変更(税制度の変更も含む。)リスクは、県企業庁、事業者双方ともにコントロール困難であるため、双方の分担と考えております。その考えのもと、本事業に直接関係する法令等変更は県企業庁の負担とし、外形標準課税など本事業でなくとも事業者が何らかの事業を行う際に影響を受ける法令等変更は事業者負担とすることとします。 なお、併せて質問NO.138の回答をご参照下さい。
141	10	5	(3)			57	サービス購入料の改定について	当該年度と前年度の改定率の絶対値が1.5%以下の場合は、物価変動に基づく改訂を行わないものとする、とありますが、実際の実質賃金指数及び物価変動指数を数式に当てはめた場合、ほとんど改訂が行われません。世間の価格変動との乖離が大きくなるおそれがありますので、絶対値による規定を削除もしくは絶対値を小さくして頂けますよう、お願い致します。	事業契約書(案)では、前回改定の基礎となった事業年度の前年度の価格指数と当該事業年度の前年度の価格指数を比較し、その変化率が1.5%を上回った場合に物価変動による改定を行うことを規定しており、ご質問のように当該年度と前年度で比較するものではありません。よって、原案のままとします。
142	10	5	(3)			57	サービス購入料の改定について	単年度の改定率が1.5%以下であっても、事業開始時からの累計で1.5%を超えた場合には、対価が改定されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO.141の回答をご参照下さい。
143	11	2	(1)	ア		60	モニタリングの実施とサービス購入料の減額及び支払停止について	【図表11-2 運営・維持管理業務等に係る対価の減額等の対象】にて、運営・維持管理業務のうち、異常なる液濃度、汚泥受入停止、脱水設備の脱水能力が減額措置の対象とされています。につきましては、時間的な基準、 ¹ につきましては日数的な基準等を想定されていますか。	時間的、日数的な基準は、事業開始までに事業者と協議することとします。
144	11	2	(2)	ア	(イ)	63	モニタリングの実施とサービス購入料の減額及び支払停止について	正常に運転している他の浄水場にもペナルティが及ぶことは合理的でなく、事業契約に定められた業務の確実な遂行を目的としたモニタリングの趣旨にも合致していないと考えられます。ペナルティは浄水場ごとに行うよう再考戴けないでしょうか。(「イ:汚泥受入停止」、「ウ:脱水設備等の能力に係る要求水準未達成」についても同様)ご検討願います。	本事業において事業者は、4浄水場の設計・建設業務、運営・維持管理業務等を一括して遂行していただく必要があります。したがって、運営・維持管理業務等におけるペナルティを、4浄水場個別に課すことは考えておりません。
145	14	3	(2)			75	脱水ケーキの再生利用業務について	「契約者の一方の申し出により…5年ごとに改定できる」とありますが、契約者の帰責事由によらず著しい処理単価の変動があった場合に限り、5年の見直し期間に関わらず協議をする旨、条項に追加戴けないでしょうか。ご検討願います。	事業契約書(案)第61条4項において、サービス購入料改定の前提条件と大幅に異なる事態が生じた場合は、関係者協議会において協議を行い、サービス購入料の算出方法の見直しを検討することを規定しております。ご質問における「契約者の帰責事由によらず著しい処理単価の変動」により、事業の継続性が著しく低下することが合理的に判明した場合などは、当該規定が適用され関係者協議会において脱水ケーキの処理単価の見直しを協議することとなります。